

「千葉県生涯大学校設置管理条例の改正」及び「第2次生涯大学校マスター・プラン」の概要

1. 策定の背景

(1) 高齢化の進展と健康維持の必要性

○本県では、平成37年には『約3人に1人』が高齢者となると見込まれており、高齢者自らの健康維持が大変重要である。

(2) 社会参加による生きがいづくりや介護予防効果

○高齢化の進展に伴い、元気な高齢者の社会参加が求められている。
○高齢者の社会参加には介護予防効果が期待されている。

(3) 請願の採択 (H28.12月定例県議会)

○次期「公の施設の見直し方針」策定までの間は、大学の規模や機能を縮小しないこと
○造形学部(陶芸・園芸)の修業年限を2年とすること
○3年の指定管理期間を5年とすること

2. 公の施設の見直し方針

○地域活動学部・専攻科の設置等、課程・カリキュラムの見直し等に伴う効果について検証を行い、効率的・効果的な運営を図る。
○中長期的には、高齢者を取り巻く環境の変化や地域の状況を踏まえ、段階的に縮小する方向で見直しを進める。

3. 現マスター・プランの検証

《次期マスター・プラン策定の方向性》

平成28年7月に決定された公の施設の見直し方針を踏まえながら、県の果たすべき役割や積極的な地域活動の促進、卒業生の地域活動状況、民間の生涯学習事業の展開状況、市町村の人材育成状況などの観点から検証を行い、社会福祉審議会等の意見も伺いながら、造形学部の修業年限の見直しやそれに伴う定員の適正化などの検討を進めていくこととする。

《検証結果》

1. 卒業生の地域活動状況

※H25年度卒業生(H26.7調査)とH26年度卒業生(H28.3調査)の比較

(1) 実施状況

○地域活動学部 60% → 80% (20%増) ※市町村イベントや施設での手伝い等
○造形学部 53% → 64% (11%増) ※道路、施設の花壇整備等

(2) 地域活動意識の醸成

入学前に地域活動を実施していない者(全体の約半数)の9割以上が、卒業時には、「地域活動を実施」、「地域活動に興味を持った」など活動意識の醸成が図られた。

2. 民間の生涯学習事業の展開状況

○京葉学園及び東葛飾学園の通学圏にカルチャーセンター等を含む教育、学習支援業の81%が集中しており、また、一方で民間の学習の場がほとんどない地域もあり、県内全域に等しく学習の場があるとは言えない状況である。

○園芸については、ガーデニングなど趣味的なものを不定期に実施するに留まり、また、陶芸については、民間事業者でも広く展開しているが、多くは全6回程度であり、体验講座の意味合いが強い。

なお、地域活動の担い手育成に主眼を置いた講座は開催されていない状況である。

3. 市町村の人材育成状況

○県内約半数の市町村が高齢者向け講座を開催しているが、ボランティア育成を念頭に置いた市町村は千葉市・船橋市のみである。

○また、開催頻度も佐倉市、流山市、浦安市など一部の市を除き、月0.5~2回の開催に留まっている。

4. 見直しを検討する課題

- (1) 高齢者の健康維持や社会参加を促進するため、昨年度、先行して学部名の改称を行ったところであるが、設置目的には「健康維持」が謳われておらず、規定の整備が必要である。
- (2) 市町村社協やシルバー人材センターから、「園芸技術を活かした担い手」に対するニーズはあるものの、1年間の学びでは、地域活動に必要な知識や技能の習得が不十分であり、指定管理者が実施する任意の講座で本科授業を補完している現状がある。
地域づくり、まちづくりに貢献できる人材の育成を進めるために、2年制化し、指定管理者のノウハウを活かした体系的な学習環境を提供するとともに、地域活動先での実習も併せて組み込む必要がある。
- (3) 園芸コースの2年制化に伴い、定員や授業料の見直しも併せて必要となる。
- (4) 再入学者が多い現状があり、広く県民に学習機会を提供するという観点から見直しが必要である。

5. 見直し内容

(1) 設置目的に「健康の保持増進」を加える。【条例】

(2) 修業年限の見直し及び定員の適正化【条例・プラン】

- 造形学部園芸コースについては、地域づくり等に貢献できる人材の育成をより効果的に進めるため、充分な知識や技術が習得できる体系的な学習環境を提供することとし、修業年限を2年制に見直すとともに、名称を「園芸まちづくりコース」に改称する。
また、学習効果を十分に高めるためクラスの適正規模や再入学者の状況も考慮し、定員を再編成する。
- 造形学部陶芸コースについては、充分な学習時間が確保されている点やなどから修業年限を現行のままとするが、地域活動の担い手育成の観点から、学習内容の見直しや職域開拓は行うこととする。
また、学習効果を十分に高めるため、クラスの適正規模や再入学者の状況も考慮し、定員を再編成する。
- 請願の内容を踏まえ、総定員は現行のまとめる。

学部・学科名	入学定員	総定員	修業年限
健康・生活学部	730	1,460	2
造形部 園芸コース	630	630	1
造形部 陶芸コース	250	250	1
地域活動専攻科	100	100	1
計	1,710	2,440	



学部・学科名	入学定員	総定員	修業年限
健康・生活学部	730	1,460	2
造形部 園芸まちづくりコース	350	700	2
造形部 陶芸コース	180	180	1
地域活動専攻科	100	100	1
計	1,360	2,440	

(3) 授業料の見直し【条例・プラン】

造形学部園芸コースの学習内容の見直しや、施設の維持管理費の受益者負担の観点などから授業料を見直す。

学部・学科名	現行単価①	新単価②	差し引き③(②-①)	増減率
健康・生活学部	15,400	16,100	700	+4%
造形部 園芸まちづくりコース	27,700	32,700	5,000	+18%
造形部 陶芸コース	55,500	58,200	2,700	+4%
地域活動専攻科	15,400	16,100	700	+4%

(5) 計画期間と運用【プラン】

○計画期間は、H31.4月からH34.3月まで(31~33年度)の3年間とする。

○公の施設の見直し方針を踏まえ、卒業生の地域活動状況や市町村及び民間の事業展開状況など、県が果たすべき役割という観点から、引き続きの検証を行っていく。

(4) 再入学制度の見直し【プラン】

○ 広く県民に学習機会を提供し、より多くの高齢者に地域活動の担い手になっていただくことが重要であることから、原則として再入学を廃止する。

○ ただし、健康・生活学部において、学習見直し等により、担い手育成に寄与すると判断される場合は、再入学を認める。

○また、造形学部園芸コース及び陶芸コースで学んだことのある場合は「1回」を限度に再入学を許可する。

【策定までのスケジュール】

- 7月20日：社会福祉審議会に諮問
- 7月24日、12月18日：老人福祉専門分科会
- 1月9日～2月5日：パブリックコメント
- 3月15日：一部改正条例案可決
- 3月22日：老人福祉専門分科会
- 3月26日：答申